

70歳～74歳の方の場合

所得区分		外来（個人ごと）	世帯単位 （入院と外来があった場合等の限度額）	
			3回目まで	4回目以降
現役並み所得者Ⅱ	所得 380万円以上 690万円未満		167,400円+ （総医療費-558,000円）×1%	93,000円
現役並み所得者Ⅰ	所得 145万円以上 380万円未満		80,100円+ （総医療費-267,000円）×1%	44,400円
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円	

※所得区分が「現役並み所得者（Ⅲ）」と「一般」の世帯の方は、医療機関等に保険証のみを提示することで、窓口の支払いが自己負担限度額までとなります。